

緊急依頼

広ト協企第 52 号
令和 8 年 3 月 9 日

会 員 各 位

公益社団法人 広島県トラック協会
会 長 小 丸 成 洋
事 故 ・ 災 害 防 止 委 員 会
委 員 長 迫 慎 二
(公 印 省 略)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転防止の徹底について

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、国の「事業用自動車総合安全プラン 2025」並びに当協会独自の取組みとした「交通安全トライアングルプラン 2025」において「飲酒運転根絶」を掲げ、会員事業者・ドライバー・協会が三位一体となり、様々な取組みを実施しているところですが、広島県内のトラック運送事業者による飲酒運転及び飲酒事故が、本年度 6 件発生しており未だ根絶に至っておりません。

社会全体が飲酒運転の根絶に向けた気運を高めている中で、連続して運送事業者の運転者の飲酒運転事案が発生したことは、社会の信頼を揺るがし運送業界全体の信用の失墜につながる重大な事態であり、痛恨の極みであります。

つきましては、本通達の趣旨をご理解のうえ全社一丸となって、下記事項により「飲酒運転根絶」に向けた取り組みの更なる強化をお願い致します。

記

1. 運転者に対する指導・教育、点呼等において、以下のことを徹底すること。
 - (1) 飲酒による身体への作用・影響や危険性等を理解させること。
 - (2) 点呼において、アルコール検知器を用いて確実に飲酒の有無をチェックできる体制が確保できているかを確認し、必要に応じ実施方法等を見直すこと。
 - (3) 日常的に飲酒する習慣がある運転者を把握するとともに、遠隔地の点呼においてアルコール検知器を用いて確実に飲酒状態を確認すること。
2. 日頃の適切な運行管理等を徹底することに加え、車両の持ち帰りをさせないなど、事業計画に定めるところに従い業務を行うことを徹底すること。
3. 飲酒運転の事案を発生させた場合には、速やかに広島運輸支局が監査を実施し、その実態に応じて行政処分等の対象になること。

以上

※ 詳細については、広島県トラック協会ホームページ及びトラック広報 4 月号に掲載を致します。

広運輸第1021号
広運整第415号
令和8年2月25日

公益社団法人 広島県トラック協会会長 殿

中国運輸局広島運輸支局長
(公 印 省 略)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転防止の更なる徹底について

今年度に入り、事業用自動車の運転者による飲酒運転事故が多発していることから、別添1「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転防止の徹底について（中国技保第82号、令和7年11月21日付）」により、貴会会員に対する飲酒運転防止の指導・教育の徹底及び周知を依頼したにもかかわらず、その後も広島県内の営業所に配置されている事業用自動車の運転者による飲酒運転の事案が2件発生しております。

広島県内の事業者による飲酒運転及び飲酒事故は、別添2のとおり本年度6件発生しており、運送業界全体で飲酒運転の根絶を掲げている中、このような行為は地域社会からの信頼を大きく損なうものであり、業界の信用を失墜させる重大な事態であります。

なお、これらの事業者に対して監査を実施しましたところ、認可を受けていないで自動車車庫を設置している（いわゆる車両の持ち帰り等）、点呼を確実に実施していない、勤務時間等基準告示を遵守していない等の不適切な運行管理・車両管理等が行われているおそれがあることが判明しています。

つきましては、貴会会員に対し、下記事項について周知いただきますようお願いいたします。

記

- ・ 改めて別添1（別紙参考）を活用した飲酒運転防止の指導・教育を再徹底すること。
- ・ 日頃の適切な運行管理等を徹底することに加え、車両の持ち帰りをさせないなど、事業計画に定めるところに従い業務を行うことを徹底すること。
- ・ 飲酒運転の事案を発生させた場合には、速やかに広島運輸支局が監査を実施し、その実態に応じて別添3のとおり行政処分等の対象となること。

以上

中国技保第82号
令和7年11月21日

公益社団法人広島県トラック協会会長 殿

中国運輸局自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転防止の徹底について

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2025」において「飲酒運転ゼロ」を掲げ、様々な取組みを実施していただいているところですが、本年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は中国5県で4件発生し、既に昨年一年間の発生件数を上回っており、未だ根絶に至っておりません。

社会全体が飲酒運転の根絶に向けた気運を高めている中で、運送事業の運転者の飲酒運転という行為は、社会の信頼を揺るがし運送業界全体の信用の失墜につながる重大な事態であります。

つきましては、これから年末を迎えるにあたり、今一度「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」のほか飲酒運転防止啓発動画（別紙参考）を活用して飲酒運転の防止の指導・教育を徹底していただくこと、及び下記の事項につきまして、貴会傘下会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

運転者に対する指導・教育、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や危険性等を理解させること。
- (2) 点呼において、アルコール検知器を用いて確実に飲酒の有無をチェックできる体制が確保できているかを確認し、必要に応じ実施方法等を見直すこと。
- (3) 日常的に飲酒する習慣がある運転者を把握するとともに、遠隔地の点呼においてアルコール検知器を用いて確実に飲酒状態を確認すること。

1. 飲酒運防止等の啓発資料

- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（トラック、バス、タクシー、貨物軽の別にあります）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/instruction.html#press20120410>



- 自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03manual/data/drunck_driving_prevention_manual.pdf



- プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/health/r6_seminar.html



- 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38541.html



- 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター
依存症スクリーニングテスト一覧

<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/>



2. 飲酒運防止の啓発動画

- 国土交通省 飲酒運転防止マニュアル

ASKによるアルコール依存症当事者と医師の解説

(特定非営利活動法人ASK制作) (YouTube)

<https://youtu.be/ZmFo59m3iig?list=PLpxds5L4FNpbm8V-q02WVpiCnLoJkLFAL>



- 飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない！私たちにできること
(政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25280.html>



- 【警察庁】 みんなで守る 飲酒運転を絶対にしない、させない
「飲酒運転を禁止する交通法規と飲酒が運転に及ぼす影響」 (YouTube)

<https://www.youtube.com/watch?v=eU2aUkDrh14>



- 悲惨な事故を起こさない！見直そう職場の飲酒運転対策
(特定非営利活動法人ASK制作) (YouTube)

<https://www.youtube.com/watch?v=pke0wQmf-sU>



- アルコール依存症〈職場の介入〉
(特定非営利活動法人ASK制作) (YouTube)

<https://www.youtube.com/watch?v=2-lagONQbyA>



別添2
(令和8年2月12日時点)

令和7年度中の事業用自動車(貨物)による飲酒運転

発生日	発生時間	発生場所	道路名	概 要	飲酒の時点	飲 酒 量
令和7年5月16日	4時25分頃	山口県周南市	県道	飲み物を取ろうと前方から目線を外したところ、中央分離帯に植えられた街路樹に衝突した。 その後、警察に酒気帯び運転の容疑で取り調べられた。	運行前	500ml×2本 (酒類不明)
令和7年8月19日	17時29分頃	広島県山県郡北広島町	国道261号線	国道を走行中、ガードレールに接触したがそのまま走行を続けていた。 その後、通報により警察官が当該トラックを発見し酒気帯び状態で運転していたことが判明。	運行前	缶酎ハイ:500ml×3本 缶酎ハイ:500ml×2本
令和7年9月1日	23時24分頃	大阪市此花区		荷主構内において、トラックを運転していた運転者からアルコールの匂いがしたため、アルコール検査をしたところ、運転者が酒気帯び状態であった。	運行前	缶酎ハイ:500ml×3本 缶酎ハイ:350ml×2本
令和7年9月12日	23時14分頃	滋賀県長浜市国友町	北陸自動車道	自動車道を走行中、ガードレールに接触する事故を起こし、その後の警察によるアルコール検査で酒気帯び運転が発覚した。	運行中	350ml×4本 (酒類不明)
令和7年12月16日	21時21分頃	島根県大田市温泉津町	国道9号線	トラックが左右にふらついているとの通報を受けた警察が、当該トラック運転者に対しアルコール検査を行ったところ、酒気帯び状態であったことが発覚した。	不明	不明
令和8年2月9日	10時00分頃	山口県岩国市今津町	国道188号線	大雪によって発生した渋滞が解消され車両が動き出したが、前のトラックが動かなかつたため、後ろに停車していた車両の運転者が状況を確認しに行ったところ、トラックの運転手からアルコールの匂いがしたので警察に通報し、警察がトラック運転者に対しアルコール検査を実施したところ酒気帯び状態であることが発覚した。	運行中	缶酎ハイ:350ml×1本 焼酎:5本(内容量不明)

※広島県内に置かれた営業所に所属する事業用自動車によるもの。

貨物自動車運送事業者による飲酒運転事案に係る行政処分

1. 貨物自動車運送事業者に対する行政処分

令和6年10月1日から飲酒運転事案に係る行政処分を大幅に強化しており、中国運輸局長が公示する行政処分等の基準に基づき、以下のとおり行政処分が科されることとなります。

違反行為	処分内容	
酒酔い・酒気帯び運行の業務	初違反	100 日車
	再違反	200 日車
飲酒運転防止に係る指導監督が未実施	初違反	100 日車
	再違反	200 日車
飲酒運転防止に係る点呼が未実施	初違反	100 日車
	再違反	200 日車

※「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年10月1日付け中国運輸局公示第97号）より

※その他、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年10月1日付け中国運輸局公示第96号）に基づき、**3日間以上の事業停止処分**が付加されるほか、その他の違反行為により**累積違反点数が50点を超えると中国運輸局管内の全ての営業所が事業停止処分、80点を超えると許可の取消処分**となります。

2. 運行管理者に対する行政処分

酒酔い・酒気帯び運行の業務やその他運行管理者の運行の安全の確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が120日車以上となった場合には、当該事業者に対して行政処分等が科されるだけでなく、当該営業所の運行管理者（複数選任されている場合には統括運行管理者）に対して**運行管理者資格者証の返納**が命じられます。

※「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者 資格者証の返納命令発令基準等について」（平成19年5月22日付け中国運輸局公示第26号）による。